

GET ビジネス学習館
2014 行政書士講座

第5回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

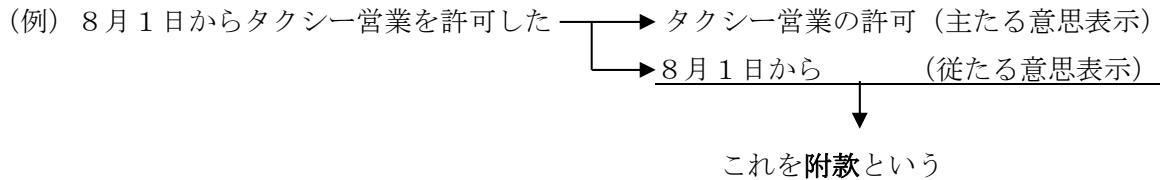
上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

7 行政行為の附款

1. 意義

行政行為の効果を制限したり、あるいは特別の義務を課すために、主たる意思表示に付加される従たる意思表示をいう。



附款の根拠は、裁量権にある。従って、法律行為的行政行為にのみ付される。
原則として、**特別の法律の根拠は不要** (例外：法律効果の一部除外) である。

2. 附款の種類

(1) 条件

行政行為の効果を、発生不確実な将来の事実にかからせる意思表示。

停止条件 (○○○したら●●●する) と解除条件 (○○○まで●●●する) とがある。

- (例) 停止条件付行政行為：会社を設立したら、放送局の開局を許可する場合
解除条件付行政行為：橋が完成するまで道路の通行を禁止する

(2) 期限

行政行為の効果を、将来発生することの確実な事実にかからせる意思表示。

確定期限と不確定期限がある

始まりを**始期**、終わりを**終期**という

(3) 負担

許可や特許等の授益的行政行為をするにあたり、相手方に特別の義務を命じる意思表示。

- (例) 運転免許に際して眼鏡等の使用を義務づける

③ その他

条件付き行政行為や期限付き行政行為は、条件が成就しなかったり期限が来なかったら効果が生じないのだから、条件付き行政行為や期限付き行政行為は、効力発生は不確実だと言える。

それに対して、負担付行政行為は、負担が付いていてもその効力は発生している。

よって、負担によって課せられた義務に従わなくても、許可等の行政行為の効力は失われない。(不利益が課せられる場合はありうる)

条件・期限が未成就・未到来 → 効力は発生しない

負担が不履行 → 効力は消滅しない

(4) 撤回権の留保

① 意義

行政行為をするに当たって、これを撤回する（取消す）権利を留保する意思表示。

② 具体例

一定の場合に許可を取消す旨を命じて公園内での営業を許可する。

③ その他

- 自由に撤回できない
- 無償で原状回復すべき旨の留保を付すこともできる
- 撤回・取消の可能性を予告することにより、遵守事項を示しているという点において実質的な意味があり、無条件の留保は無効である。

(5) 法律効果の一部除外

① 意義

行政行為をするに当たり、法令が一般にその行為に付した効果の一部を発生させないこととする旨の意思表示。

② 具体例

通行する自動車の範囲を限定して自動車道事業を許可する

③ その他

明示の法律の根拠が必要。

3. 附款の一般的限界

(1) 附款を付しうる行政行為

- ② 附款を付す事ができるのは、
- | | | |
|--|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令が附款を付す事が出来る旨を明示している ○ 行政庁に裁量が認められている時 | } | に限られる。 |
|--|---|--------|

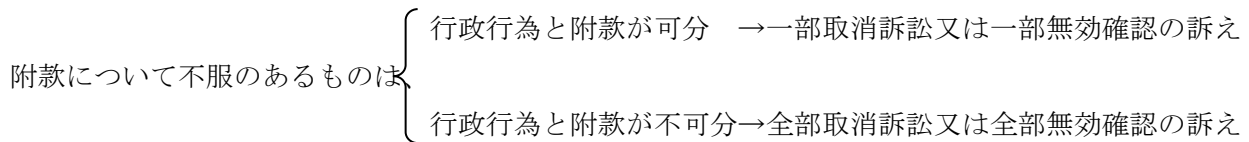
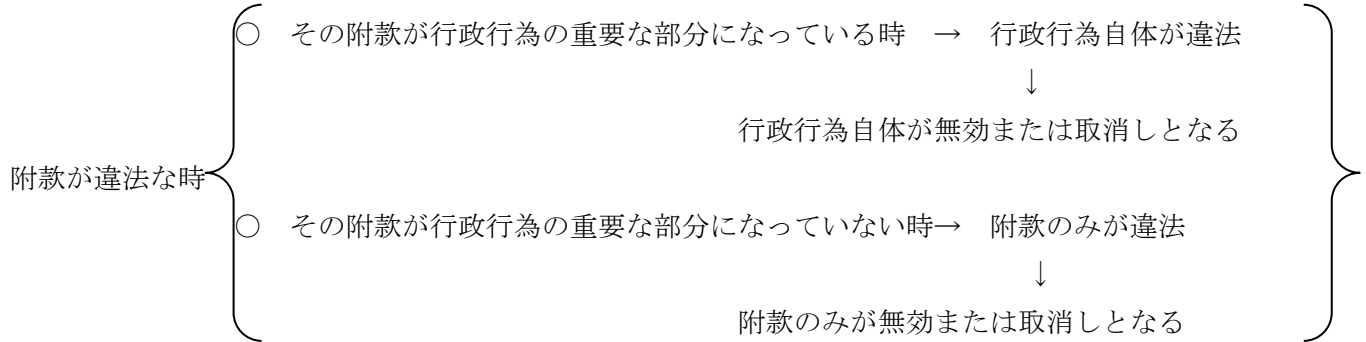
(2) 目的による制限 (3) 比例原則による制限

- | | | |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 主たる行政行為に関係のない附款 ○ 限度を超えた附款 | } | は、違法となる |
|---|---|---------|

比例原則とは、目的達成のためにはバランスの取れた手段を取らないかん。という考え方。

4. 違法な附款

(2) 違法な附款と行政行為



第3章 行政上の強制措置

勉強法

- その1 チャート書けるようにする
- その2 意義が言えるようにする
- その3 比較表の暗記

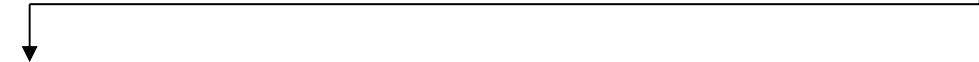
2 行政強制

2. 行政上の強制執行

(1) 総論

① 意義

国民が行政上の義務を守らない時に、裁判所に訴える事無く、行政庁自らが義務の内容を強制的に実現できる制度



- 義務の種類には
- ① 作為義務
 - ② 不作為義務
 - ③ 代替的義務
 - ④ 非代替的義務
 - ⑤ 給付義務

の5種類がある。

③ 行政行為の執行力と行政上の強制執行の関係

行政代執行法は、代執行の対象を代替的作為義務に限定しているため、非代替的作為義務や不作為義務の履行を強制するためには、法律によって行政上の強制執行が認められていない限り、民事訴訟により、義務の履行を求めることになる。しかし、最近、これを認めないとする判決も出ている。



(最判 H14. 7. 9)

事案の概要

本件は、宝塚市が、条例に基づきパチンコ店の建築工事の中止命令を発したところ、相手方がこれに従わなかったことを理由として、同工事の続行禁止を求めた。

争点

行政主体が私人に対して行政上の義務の履行を求める訴訟を提起することができるのか？

〈判旨〉

宝塚市の訴えを却下した。

まず、民事事件で裁判所が対象としようるのは裁判所法第3条第1項にいう「法律上の争訟」に限られる。

その上で「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではない

行政上の義務の司法的執行を認めるためには、特別の法律の根拠が必要であり、行政上の義務の民事訴訟による実現を否定した。

(2) 代執行

① 意義

代替的作為義務の不履行についてのみなされる（非代替的作為義務や不作為義務の不履行につい

てはできないよおん)

- この代替的作為義務には ① 法律により命じられた 代替的作為義務
 ② 行政庁により命じられた 代替的作為義務
 と がある。

② 一般法

行政代執行法は強制執行全体の一般法ではなく、代執行のみを規定している。

③ 要件等

① 代替的作為義務の不履行

※ 使用禁止命令だけでは代執行できない。除去命令によって始めて代替的作為義務が発生して代執行ができるのさ。

④ 手続き

(a) 文書による戒告

- 口頭ではダメ
- 戒告の通知には履行期限が明示される
- 非常危険の切迫の時には戒告の通知を省略できる

期限に履行なし

↓
 代執行令書で通知

- 代執行令書での通知には履行期限が明示される
- 非常危険の切迫の時には代執行令書での通知を省略できる

期限に履行なし

↓

(b) 代執行の実施

- 代執行の権限は義務を命じた行政庁のみが有する
- 執行責任者は証票の携帯を要し、要求あれば呈示

(d) 費用の納付命令

- 文書でないかん
- ↓
 徴収

(6条①) 代執行に要した費用は国税滞納処分の例により徴収でき、徴収した費用は国庫又は地方公共団体の収入となる。

(6条②) 代執行に要した費用は国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する

(6条③)

けんちゃんの参考資料

代執行に不服のある者は行政不服審査法、行政事件訴訟法により不服申立できる。

行政上の強制措置は「公権力の行使」に該当するので取消訴訟も国家賠償も提起できる。

但し、代執行は手続きが終了した後は「訴えの利益」がなくなり、取消訴訟は提起できなくなる。

(3) 強制徴収

① 意義

金銭給付義務が不履行の時に行政庁が督促、差押を行う制度 (税の滞納処分等)

② 根拠法

国税徴収法による国税滞納処分

強制徴収には

が準用されている場合が多い

地方税法による地方税滞納処分

(4) 直接強制

① 意義

いずれの義務であるかを問わず、義務の不履行の時に義務者の身体又は財産に直接実力を加えて、義務を守らせる制度

② 根拠法

成田新法 3 条⑥：空港周辺に設置された破壊活動の用に供される工作物の使用禁止命令を実現するための封鎖その他の強制措置

性病予防法 11 条の強制検診 (廃止された)

(5) 執行罰

① 意義

行政上の義務の履行を将来に渡って確保する事を目的とするのが「執行罰」



過去の行政法上の義務違反に対して制裁として科すのが「行政罰」